

# ご説明資料

農林中央金庫

平成30年3月23日

## 追加のご説明事項(昨年10月の意見に加えて)

「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見(平成27年12月)」において、ゆうちょ銀行における限度額規制の在り方は以下のとおりとされている。

ゆうちょ銀行の限度額については、

- ① 年金・給与等の振込の都度、限度額を超過するケースが発生
- ② 退職金、相続資金、保険金等の振込先としての預金サービスを提供し難い
- ③ 投資信託運用等の投資のための資金やその満期・解約金等の一時的受け皿としての預金サービスを提供し難い

など、特に、金融機関の店舗が少ない過疎地の高齢者に多大の不便をもたらしている



- 限度額の緩和によりゆうちょ銀行の貯金残高を増加させ、経営上のリスクを高める懸念があるとの意見もあるが、最も重視すべきは利用者利便の視点
- 限度額超過が問題となるケースの多くは、一時的な資金の受け皿としての機能に関するものであり、それにより残高が一方向的に増加するとは考え難い

### <追加意見>

- ① 金融機関が提供するサービスの根幹はお客様からの「信頼」。旧郵政公社から続き、政府出資が5割超残る日本郵政が、ゆうちょ銀行の株式の7割超を保有していることは、お客様が寄せる「信頼」に大きく影響を及ぼしている要因と言わざるを得ない。「利用者利便を最も重視すべき」とのご指摘はそのとおりだが、お客様の利用ニーズは、このような要因が前提としてあることを踏まえる必要がある。
- ② また、「一時的な資金の受け皿としての機能」のために、所見に記載されている「①通常貯金を限度額管理から除外する方法、②限度額を一定額まで引き上げる方法、③通常貯金を限度額管理対象から除外するとともに、定期性貯金の限度額を一定額まで引き上げる方法」といった恒常的な措置が講じられることも合理的ではない。
- ③ 加えて、限度額規制の緩和は当事者であるゆうちょ銀行が要望していることなのか。マイナス金利環境下、現在でも運用しきれない資金が相応にあるものと推察され、貯金量を増加した場合、どのように運用していくのか。

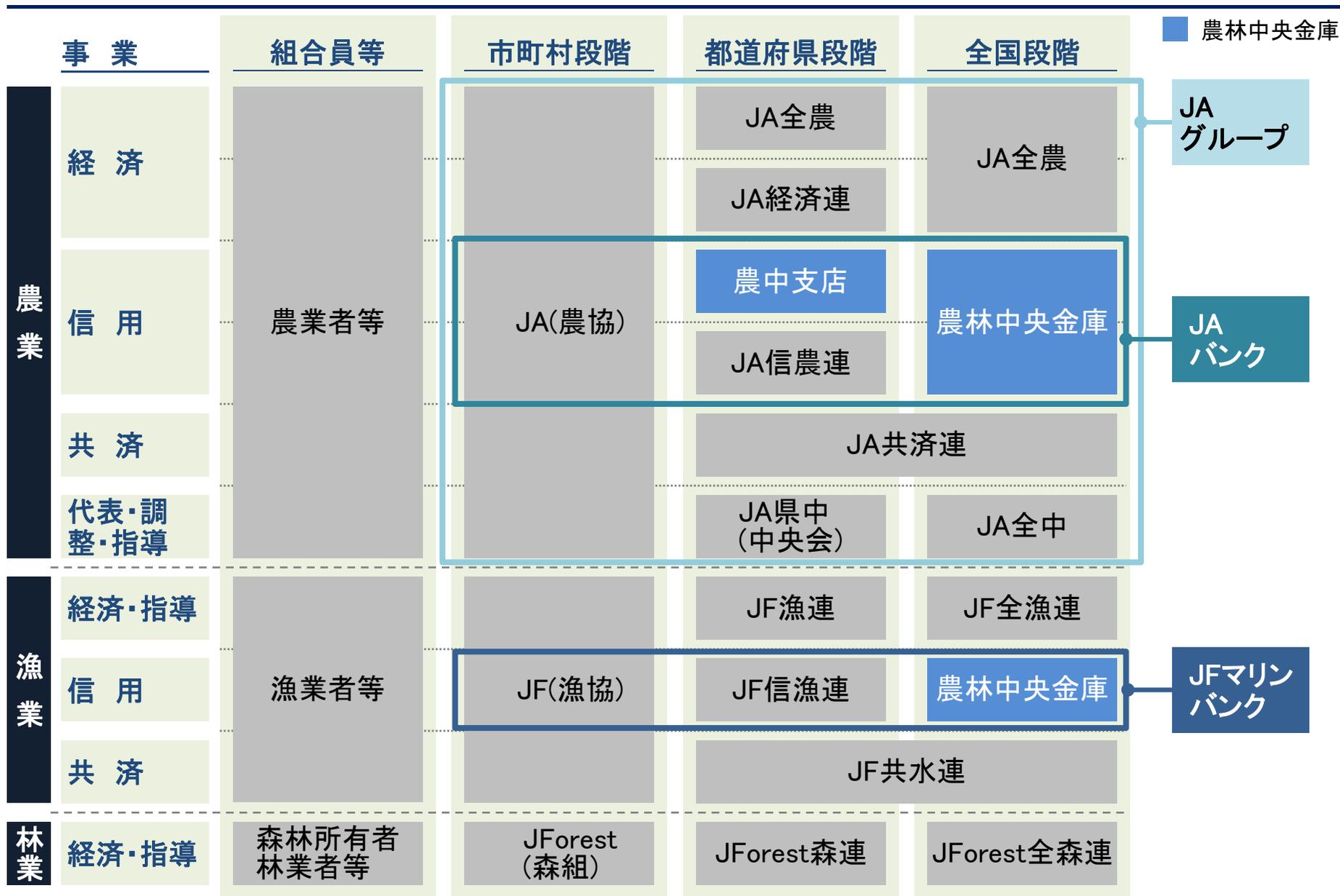
以上

- 平成 27年 11月、日本郵政およびゆうちょ銀行を含む金融2社の株式が上場され、足元、日本郵政については政府保有株式の二次売出しが実施される等、政府保有株式の処分は着実に進展
- 一方、改正郵政民営化法の附帯決議において、「日本郵政が金融2社の株式処分に向けた具体的な説明責任を果たす」とされているなか、その道筋は依然示されておらず、民間金融機関との公正な競争条件を確保するには至っていないと認識
- こうしたなか、平成 28年 4月に預入限度額が 1,300万円へ引き上げられているが、引上げからまだ1年半しか経過しておらず、一貫した超低金利環境下にあることから、その影響を判断するために必要かつ十分な検証材料もないなか、再引上げを検討する状況には到底なく、引き続き十分なモニタリング期間の確保と丁寧な検証が必要
- 平成 29年 6月、口座貸越による貸付業務等の新規業務への参入が認可されたが、新規業務への参入に当たっては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要
- 民業圧迫とならないよう公正な競争条件の確保、利用者保護、地域との共存等の観点を総合的に検討する必要がある

- 今後の郵政民営化の推進に当たっては、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねる」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」といった郵政民営化法の目的や理念を踏まえた審議・検討が不可欠
- まずは、改正郵政民営化法で定められた金融2社の完全民営化に向けたスケジュールや方法に関し、日本郵政による具体的な説明責任が果たされることを期待
- JAバンク・JFマリンバンクは日本全国の農山漁村に広く店舗を展開しており、農業者や漁業者等への金融サービスの提供を通じて、わが国の農林水産業や地域社会・経済を支えている
- このため、全国ネットワークを通じて各地域で幅広いサービスを提供している郵便局とは、農林水産業の成長産業化や地域社会の維持・発展に向け、連携・協調できる部分が存在するものと期待

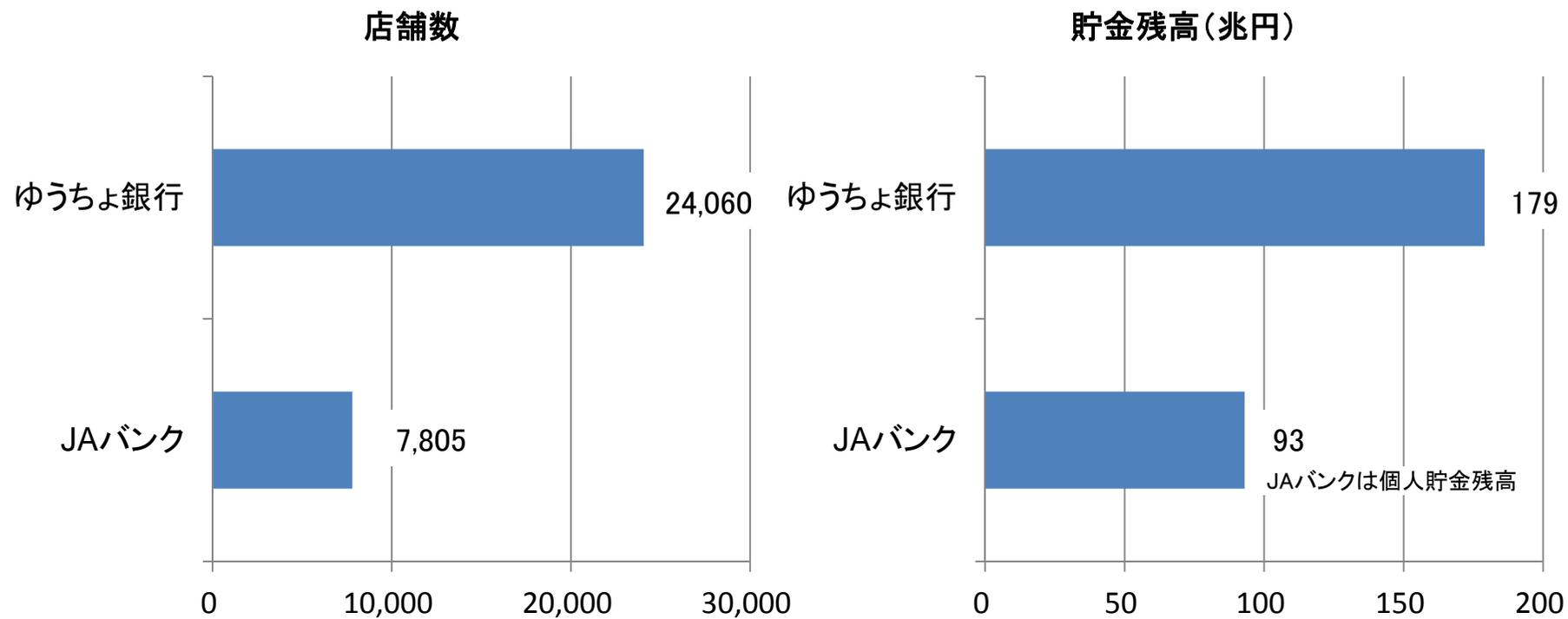
以上

# (参考①) 主な系統組織の仕組み



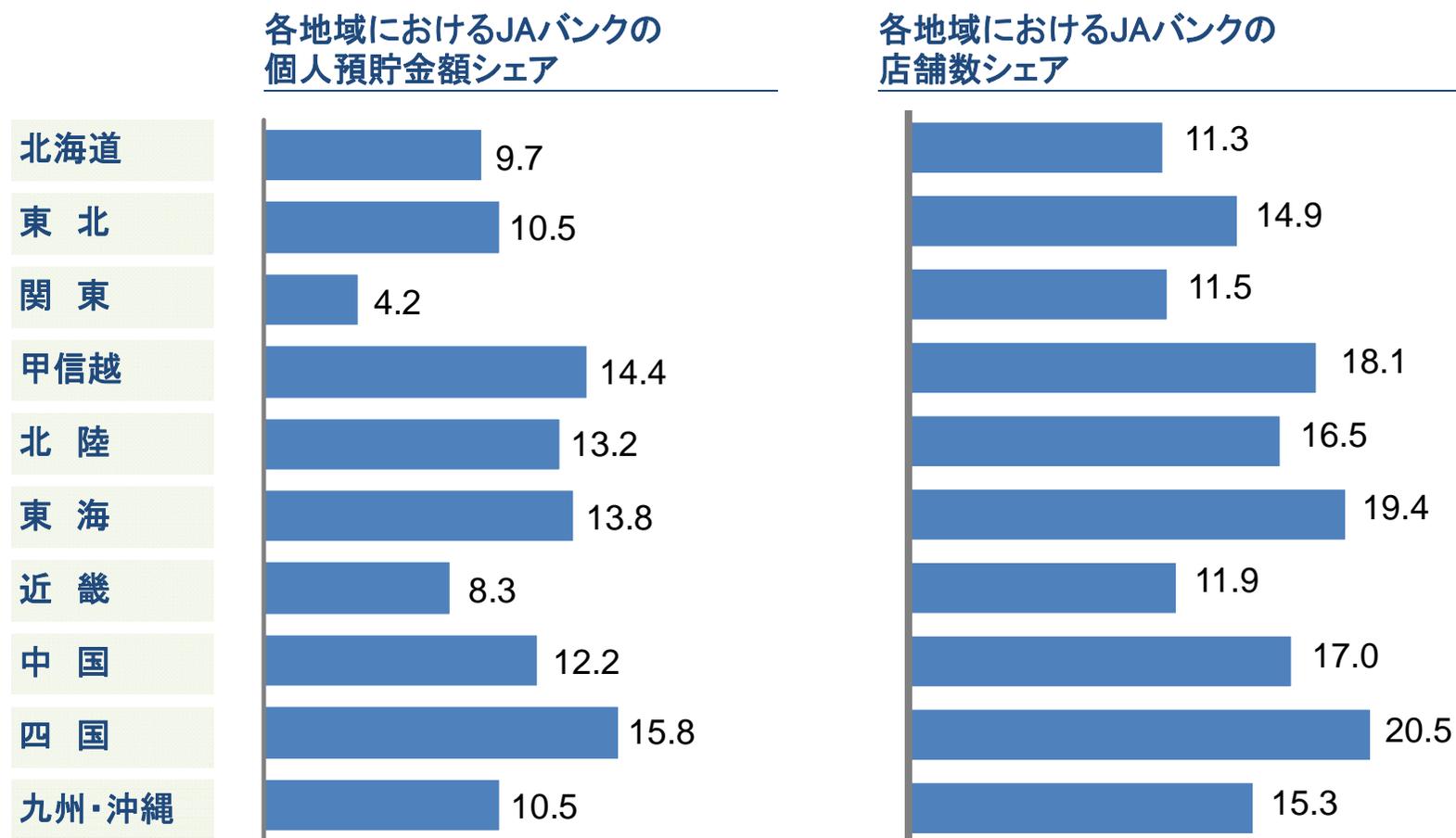
## (参考②) ゆうちょ銀行とJAバンクの規模比較

ゆうちょ銀行の店舗数はJA全体の約3倍、貯金額は約2倍の規模



## (参考)国内地域別のシェア比較[JAバンク]

%; 2017年3月末



地域別シェアを見ると、個人貯金額・店舗数とも、大都市圏以外で高い傾向